

議案第11号

大口町精神障害者医療費支給条例の一部改正について

大口町精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和6年3月4日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正により、引用条文のずれが生じたことから、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

大口町精神障害者医療費支給条例（平成19年大口町条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第5条」を「第5条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町精神障害者医療費支給条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）<u>第5条第1項</u>に規定する精神障害者</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）<u>第5条</u>に規定する精神障害者</p> <p>(2)・(3) 略</p>